

令和6年度教育職員免許法の特例にもとづく「介護等体験」 社会福祉施設等受入調整事業実施要綱

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会

1 趣旨

義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質向上や義務教育の一層の充実を図る観点から、小学校および中学校の教諭の普通免許状取得希望者に社会福祉施設や老人保健施設等（以下「社会福祉施設等」という。）での「介護等体験」を行わせる措置を講ずるために、香川県社会福祉協議会が県内社会福祉施設等における体験受入調整を行い「介護等体験」の円滑な推進を図ろうとするものである。

2 施行及び適用

平成10年4月1日から施行、平成10年度の大学入学者等から適用

3 制度の対象者

小学校および中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者

4 「介護等体験」の内容等

(1) 「介護等体験」の内容

法第2条第1項において「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（介護等体験）」と規定されており、介護、介助のほか、障害者等の話し相手、散歩の付添い等の交流等の体験、あるいは掃除や洗濯のような、障害者等と直接接するわけではないが受入施設の職員に必要とされる業務の補助等も含む幅広い体験

(2) 「介護等体験」の実施施設

- ①社会福祉施設（保育所等を除く）
- ②その他の施設（老人保健施設、指定国立療養所等）
- ③盲学校、聾学校、養護学校

(3) 「介護等体験」の時期及び期間

18歳に達した後の相当期間。（7日以上。うち社会福祉施設は5日間を目途）

5 実施主体

社会福祉法人香川県社会福祉協議会
（特殊教育諸学校を除く社会福祉施設等受入調整窓口）

6 香川県社会福祉協議会の主な調整業務

(1) 大学等からの「申込書」の受付

- ①「介護等体験」の申し込みにあたっては、あらかじめ大学等において学生からの希望をとりまとめ、大学等で一括して申し込むものとする。
- ②大学等は、学生からの希望をとりまとめるにあたり、原則5日間連続を基本とし、特定の時期に集中することのないよう、あらかじめ年間を通して調整する。
- ③大学等は、対象学生のうち帰省先を都市（大学等密集地）以外に有する学生については、大学等近隣の受入施設に不足が生じることを回避するために、できるだけ

け帰省先等で体験を実施するよう、大学等で行われるオリエンテーション等においてあらかじめ協力を依頼する。

- ④学生が社会福祉施設等または香川県社会福祉協議会に直接申し込んだ場合は、大学等に連絡し上記（１）の①～③と同様の手続きを経る。

（２）社会福祉施設等からの「受入計画書」の受付

①香川県社会福祉協議会は、管内の社会福祉施設等に「受入計画書」の提出を依頼する。

②社会福祉施設等から提出された「受入計画書」にもとづき、調整作業に備える。

（３）調整、通知事務

大学等の「申込書」と社会福祉施設等の「受入計画書」をもとに、調整を行い、結果を大学等と社会福祉施設等に通知する。

なお、調整にあたっては、学生の利便性をも考慮し、当面①地域、②時期、③施設・種別等をもとに調整を行う。

（４）大学等への年間体験状況の報告

年度末に、大学等に対し、学生の年間体験状況の報告を行う。

（５）基本台帳の作成、保管

大学等からの申し込みのあった学生については、「基本台帳」を作成し、一定期間保管する。

7 社会福祉施設等の主な業務

（１）「受入計画書」の作成

社会福祉施設等は、香川県社会福祉協議会からの依頼により、「受入計画書」を作成し、香川県社会福祉協議会に送付する。

（２）「介護等体験」の内容

「介護等体験」は、学生の希望や社会福祉施設等の事情に応じ、以下に例示するような無理のない内容とする。なお、社会福祉施設等の敷地外で社会福祉施設等が主催する行事等についても「介護等体験」の範囲に含む。

- ①高齢者、障害者及び児童に対する介護、介助
- ②高齢者、障害者及び児童の話し相手
- ③散歩の付き添いなどの交流等の体験
- ④レクリエーションや運動会等の行事の手助け
- ⑤掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが受け入れる社会福祉施設等の職員に必要とされる業務の補助など

（３）「介護等体験」の時間

「介護等体験」の一日あたりの時間は、概ね５～６時間程度とする。

但し、社会福祉施設等における「介護等体験」の内容によっては、その限りではない。

（４）「証明書」の発行

「介護等体験」を受け入れた社会福祉施設等の長は、「介護等体験」を終了したことを証明するため、学生が持参する所定の証明書に施設長名を記入・押印した上、これを発行する。

（５）「介護等体験」終了報告の提出

「介護等体験」を終了した後、当該社会福祉施設等の長は、「介護等体験」を終了した旨の報告を香川県社会福祉協議会に行う。

8 教員養成に係る大学等の主な業務

（１）学生からの「申込書」の受付

大学等は、学内の学生から「介護等体験」を受けたい旨の希望を聴取し、希望する学生については本人から「申込書」の提出を求める。

(2) 「申込書」の取りまとめ・送付

大学等は、学生から提出のあった「申込書」を取りまとめ、香川県社会福祉協議会に送付する。

(3) 学生に対するオリエンテーション等での指導

大学等は、香川県社会福祉協議会からの調整結果の報告を受け、当該学生に、オリエンテーション等を通じ、「介護等体験」実施のための指導と援助を行う。特に「申込書」に記載された希望のとおりとならない場合が予想されるため、あらかじめ学生にはその旨を理解できるよう十分に説明を行う。

9 「介護等体験」の費用

(1) 社会福祉施設等での「介護等体験」に要する費用はあらかじめ大学等において学生から徴収し、大学等から香川県社会福祉協議会の指定する銀行口座に一括して払い込むものとする。香川県社会福祉協議会に支払う「介護等体験」の費用は、調整費用も含め、学生一人につき一日1,500円とする。

(2) 社会福祉施設等への「介護等体験」に要する費用は、上記(1)の学生一人につき一日1,500円のうちの1,000円とし、社会福祉施設等から「介護等体験」終了の報告があった後、香川県社会福祉協議会から当該社会福祉施設等が指定する銀行口座に一括して払い込むものとする。

10 「介護等体験」に伴う事故への対応

(1) 保険の対応

学生は、在籍する大学で所定の保険に加入するものとする。

(2) 健康管理

学生は、健康診断書(当該年度)を提出するものとする。なお、前記以外の書類の提出を求められた場合、これに従うものとする。

11 個人情報の保護の取扱いについて

(1) 申込書やその他の関係書類の提出を通して知り得た個人情報については、香川県社会福祉協議会「個人情報の保護に関する方針(プライバシーポリシー)」に基づき取扱う。(プライバシーポリシーは本会ホームページに掲載)

(2) 申込書等に記載された個人情報は、介護等体験事業にかかる目的にのみ使用する。

(3) 申込書及び基本台帳等は、香川県社会福祉協議会の書類保存基準により保管し、保管期間経過後は適切に廃棄処理する。

12 その他

(1) 「介護等体験」実施に際し、原則として、参加辞退及び参加日程の変更は認めないこととする。但し、やむを得ない理由(病気・けが・事故等)により、「介護等体験」を実施する社会福祉施設等が決定した後に「介護等体験」を辞退した場合の費用については、社会福祉施設等への介護等体験に要する費用(一日あたり1,000円)のみ返還する。進路変更等、自己都合により辞退する場合は返還しないものとする。

(2) 「介護等体験」実施期間中の昼食等は、学生が各自持参するものとする。但し、社会福祉施設等が対応できるときはそれを認めることとし、その場合は、当該施設が本人から直接費用を徴収する。